

問 新経済連盟からの提案である、本人の申請により特別免許状を授与することについて、8月28日のヒアリングにおける意見（特区において新経連のような民間の機関において、要件を満たす者を審査・登録する仕組み（データベース）を構築し、その中から採用者側がニーズに合った者を選択して採用するという仕組みづくりなど）も踏まえ、文部科学省としてどのように考えるか。

（答）

- 英語教育やICT利活用などは充実が求められる分野であり、これからの学校教育においては、外部人材の協力を得ながらより質の高い学校教育を展開することは、極めて重要な政策課題である。
- このため、外部人材の活用の目的等に応じて様々な協力が得られるよう、特別免許状、特別非常勤講師、ALT等などについて、制度化を図りながらその普及充実に努めてきているところである。

■特別非常勤講師

517件（平成2年度）→ 6280件（平成10年度）→ 19,539件（平成25年度）

■外国人ALT等

10,269人（平成23年度）→ 12,163人（平成25年度）

■特別免許状

2件（平成2年度）→ 59件（平成25年度） → 65件（平成27年度東京都）
（東京都は0件）

- これらのうち、特別免許状については教諭の免許状であることから、特別免許状を授与された者は教諭として学校現場で活躍することが求められることとなる。

教諭の職務と責任は、単独で教科指導を担うだけでなく、生徒指導（不登校・いじめなどの対応）、進路指導、特別活動指導（ホームルーム、給食指導、清掃指導、体育祭、文化祭等）、保護者対応、部活動指導など多岐にわたることとなる。

このため、本人の能力に加え、人材育成方針やそのための具体的方策など学校の受入体制を確認し特別免許状を授与することによって、こうした職務を担ってもらうこととなっている。

- 上記に掲げた多岐にわたる職務や責任を負うことなく、特定分野の知識・技能を活かして、教科指導に特化して学校教育に参画する仕組みとして、特別非常勤講師やALT等の仕組みが設けられている。

このように外部人材の活用方策は様々なものがあり、特別免許状の活用のみ重点を置くのではなく、ニーズに応じた制度の活用を促進していくことが重要である。

- ・ 特別非常勤講師：単独で教科の一部の授業を担当可能
(例えば英語の教科のうち、科目「コミュニケーション英語」の授業全てを単独で実施可能)
- ・ ALT：免許状を有している教諭と連携して授業を実施することが可能

- なお、外部人材の活用として通常想定されるのは、特別非常勤講師やALT等であり、学校現場としてもすぐに特別免許状を授与する例は実際少なく、まずは特別非常勤講師やALT等として学校教育に参画させ、優秀であり教諭としての職務を適切に遂行できると判断した者に対して、特別免許状の授与を求めることとなるのが通常である。

- 文部科学省としても、特別非常勤講師やALTなど外部人材の活用を一層促進させ、質の高い学校教育を実現するため、人材のデータベースを構築し、学校現場のニーズに応じて適切な人材を供給できるようにする仕組みが効果的であると考えており、実際、既に複数の民間企業において、そのような取組が行われるようになってきているところである。

- なお、特別免許状の活用促進に関しては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を文部科学省において策定（平成26年6月19日）し、現在、各都道府県において積極的な授与に向けた対応が進み始めたところであり、今後フォローアップを行うなどし、その効果を見極め、必要に応じ更なる施策を講じてまいりたいと考えている。